

2007年9月17日

2007年5月17日、カリフォルニア中央地区の合衆国地方裁判所において、損害賠償の分配及び資金運用管理者として Robb Evans & Associates, LLC の任命が発令されました。

資金運用管理者である Robb Evans & Associates, LLC には、申し立て手続きの事務全般、及び権利を有する請求者に対し用意された資金の分配を代行する権限が与えられております。

Robb Evans & Associates, LLC では、以下のウェブサイトを開設し、承認を得た裁判所命令や合衆国先物取引委員会（CFTC）による新規発表、あるいは必要に応じ新しい情報をご提供することと致しました。

<http://www.robbevans.com/html/emerald.html>.

あなたが以下2点の要件を満たす場合、請求者としての権利を有します。

(1) あなたが、2002年3月から2004年4月の期間に、エメラルド社、ACE キャピタルアドバイザーグループ社、あるいは ACE エメラルド W.ホールディング社、いずれかの米国銀行口座に直接資金を預金され、**尚且つ**

(2) 預金額が、引き出し額あるいはエメラルド社、ACE キャピタル社、ACE エメラルド社からの支払受取額よりも大きく、あなたが純損失を被ったと判断される場合。純損失の計算には、本件と直接関係のない取引の結果や、その他の口座の取引勘定は含まれません。

もしも、引き出し額あるいは支払受取額が預金額より大きく、純損失を被っていない場合、あなたに本件請求者資格はなく、分配を受領する資格を有しません。

あなたの請求権を正式に登録するためには、以下の情報・書類をこの通知の日付より **90 日以内**にお送りいただく必要があります。

(全ての情報は英語表記されているか、あるいは英語訳が添付されている必要があります)

1. 日本語表記、中国語表記、英語表記にかかわらず使用した名前の全て
2. 6桁の CTI 口座番号、あるいはエメラルド社との契約番号
3. 現住所、あるいは分配金の送付を含めて今後のやり取りに最適な送達先住所
4. その他連絡先情報（電話番号、ファックス番号、電子メールアドレス）
5. 日付・金額が明記された預金・引き出し・受取金明細一覧表
6. 預金や引き出しの口座取引証明書、及び口座開設時の各種証明書類

**適切且つ条件にあった預金支払証明書の提示がない限り、あなたの請求は承認されませんのでご注意ください。**

資金管理運用者は、上記必要情報・必要書類の精査及び証左を行い、適正と認められた請求権者に対して、比例配分方式にて分配可能な資金（資金運用管理者の手数料及びその経費控除後）の分配を、裁判所からの許可に基づき実施致します。

上記の必要情報及び必要書類を下記いずれかの方法で資金運用管理者宛に速やかにお送り下さい。

- (1) 郵送による場合：11450 Sheldon Street, Sun Valley, CA 91352, USA
- (2) ファックスによる場合：(818) 768-8802
- (3) 電子メールによる場合：emerald@robbevans.com